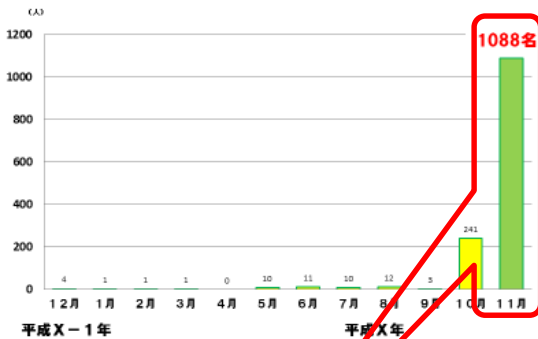


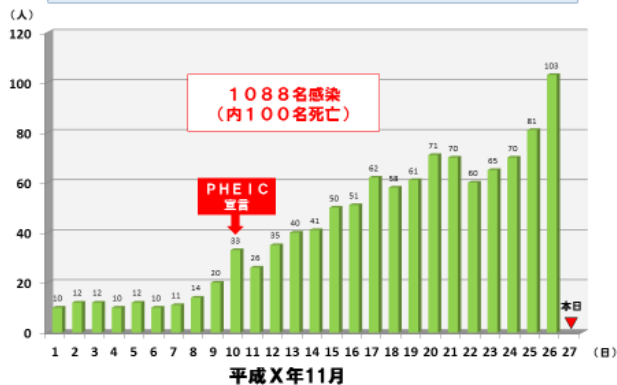
訓練

Y国における新規患者の発生状況の推移



訓練

Y国における平成X年11月の新規患者の発生状況の推移



1. Y国の状況

- 平成X-1年12月、新たな鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスのヒト感染4例を公表。その後の新規患者の発生は、散発的な発生に止まっていた。
- 症状は通常の季節性インフルエンザより重篤化し、肺炎などを引き起こす患者が多いことが報告されていた。
- 平成X年10月に入ってから新たな感染症例の報告が増加し、WHOの協力の下、疫学的調査を強化。
- 10月に発症した患者はY国内の5地域で241名であり、うち49名は死亡、残り192名は入院中又は退院。
- 11月27日現在、Y国内での11月に入ってから新規患者数は、1000名以上であり、少なくとも100名が死亡。

2. WHOの状況

- 11月10日未明より、緊急委員会の助言を受けたWHO事務局長が記者会見を行い、「Y国において、A(H7N9)ウイルスが持続的にヒトヒト感染しており、国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)に該当する」旨を公表。
- WHOは、現地派遣団をY国に派遣し、死亡した患者について、成人においては肺炎、小児においては脳症による死亡が多数であることを公表。
- WHOは、Y国で発生したA(H7N9)ウイルスに対し、抗インフルエンザウイルス薬の有効性があることを公表。

3. 日本国の状況

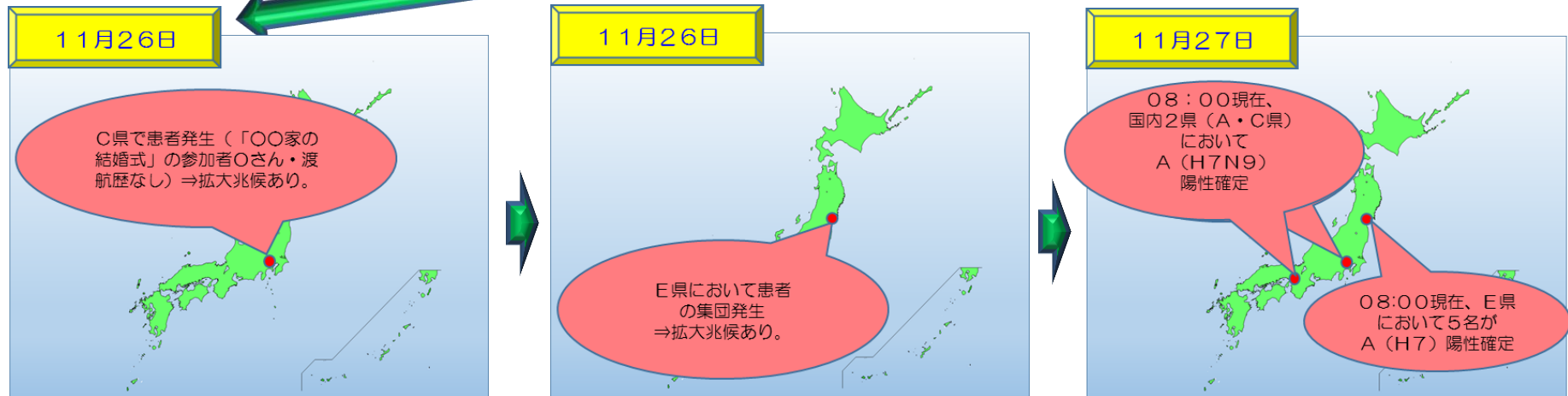
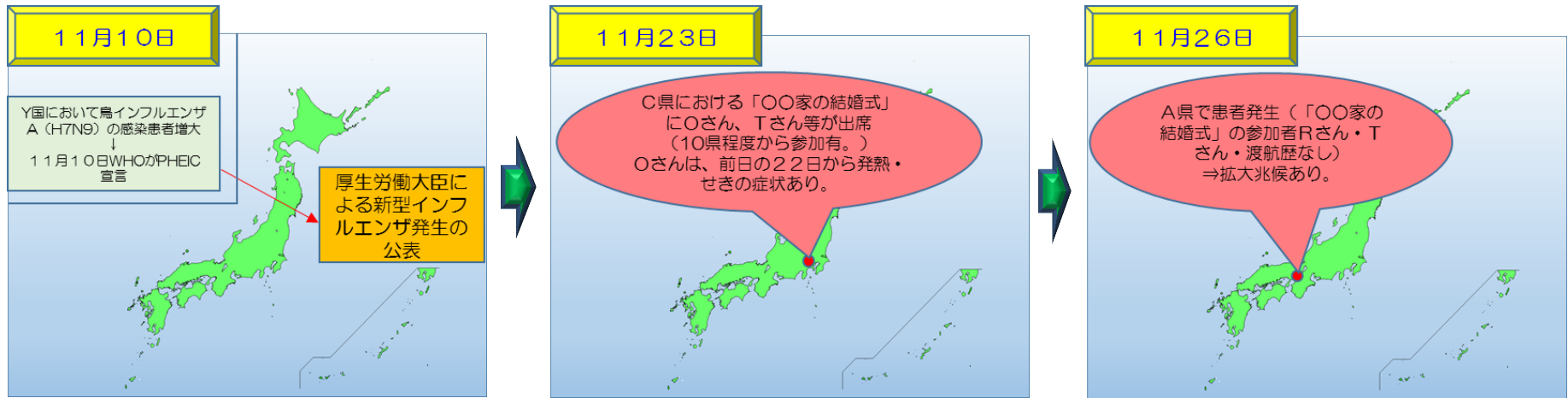
- 11月10日、WHO事務局長の記者会見を踏まえ、厚生労働省は、Y国で発生したA(H7N9)を「新型インフルエンザ等感染症」と判断。速やかに、特措法第14条に基づき、総理へ同発生を報告。総理からは「特措法に基づき、政府対策本部を設置せよ。」との指示。
- 上記指示を受け、同日、政府対策本部を設置し、基本的対処方針を決定

4. その他の地域の状況

- Y国のほか数か国において公表された感染症例が増加傾向である。

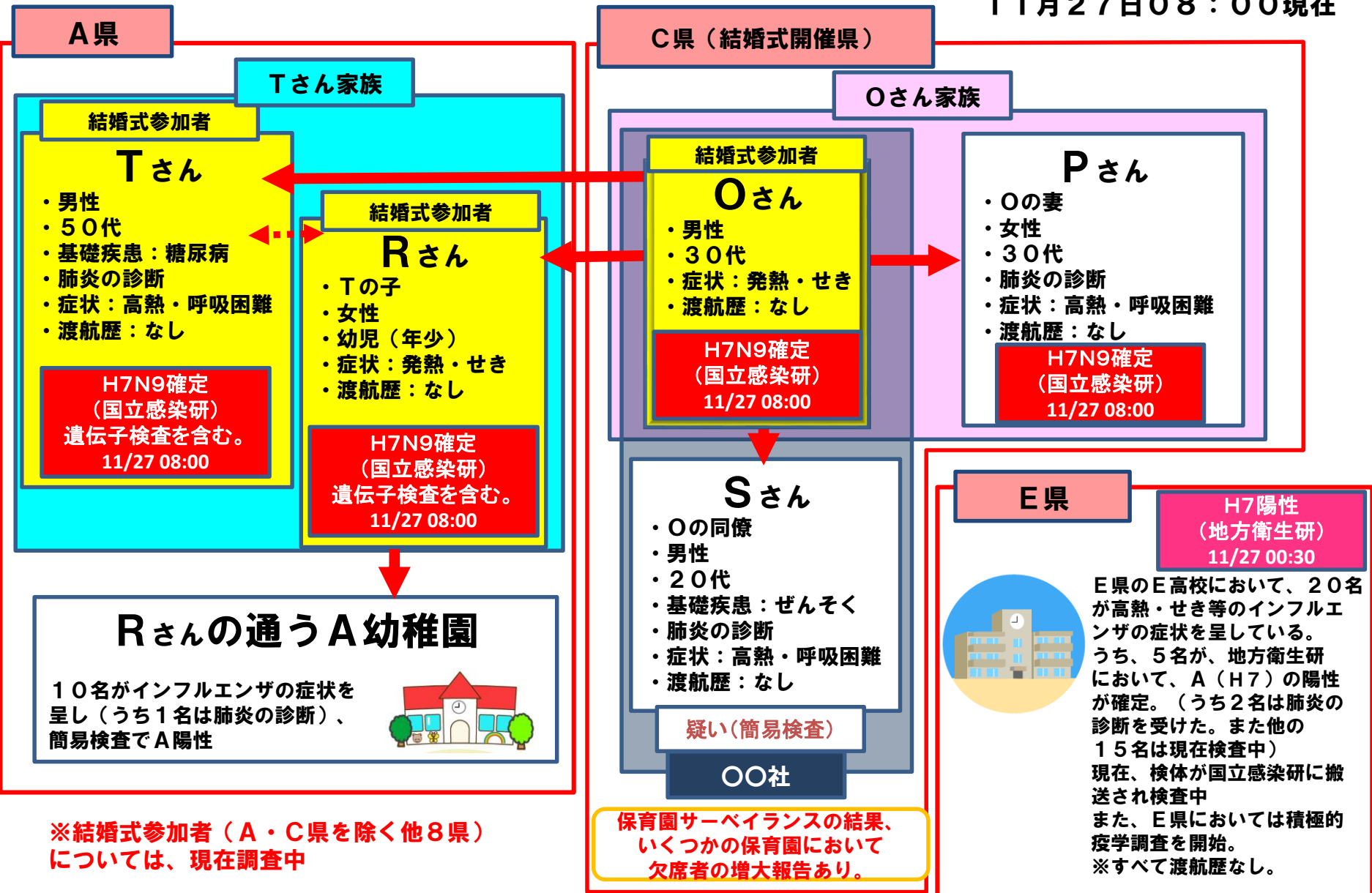
訓練想定2

※実際のことではありません。



※検疫での患者確認や、渡航歴のある患者の確認等がなく、国内において患者が発生

11月27日08:00現在



※結婚式参加者（A・C県を除く他8県）については、現在調査中

訓練想定4

※実際のものではありません。

		11/22	11/23	11/26	11/27
発症順	A県	結婚式前日から調子が悪かったが、親友の式のため無理して参加	結婚式日 結婚式2日後の昼過ぎから具合が悪くなり、帰宅後、自宅で休養	R 年少女性 Tの子 結婚式 T 50代男性 結婚式 朝からひどいせきのため、子どもと一緒に診療所へ	Rの感染確定
	C県		O 30代男性 結婚式	P 30代女性 Oの妻	S 20代男性 Oの同僚
	E県			E高校	

日付		11/22	11/23	11/26	11/27		
確定状況	A県	R		簡易	地衛研		
		T	親子で、朝一番に診療所へ	簡易	地衛研		
		A幼稚園				簡易検査	
	C県	O			簡易検査	地衛研	
		P			簡易検査	地衛研	
		S				簡易検査	
		保育園サーベイ				患者増大	
E県	E高校			20名が高熱・せき等の症状を呈している者の集団発生	簡易検査	地衛研 (うち5名)	調査開始

積極的疫学調査開始

政府対策本部会合